

民事訴訟の応訴について（報告）

平成28年度に行われた総合防災訓練の終了後の撤収作業時に、負傷し、精神的苦痛を受けたとして、国、広島県及び呉市を被告として、原告に対し損害を賠償することを求める訴訟が提起されましたので、これに応訴するものです。

1 事件番号等

平成29年（ワ）第108号国家賠償請求事件

2 提訴年月日

平成29年8月28日（訴状受理年月日 同年9月7日）

3 原告

呉市在住の個人

4 訴額

1, 114, 080円

5 管轄裁判所

広島地方裁判所呉支部

6 事件の概要

原告は、平成28年10月11日に阿賀マリノポリス地区において行われた広島県知事及び呉市長主催の総合防災訓練に参加し、当該訓練終了後に訓練用資機材の撤去作業に従事していたところ、海上自衛隊所属のエアクッション艇が訓練会場から退場する際起こした風により倒壊建物を想定して設置された仮設建設物が倒れて原告が下敷きになってけがを負い、精神的苦痛を受けたことで損害を被ったとして、慰謝料等の支払を求め、提訴したものです。